

# 一般社団法人兵庫県社会福祉士会 会長表彰規程

規程第 16 号

2013 年 9 月 14 日制定

## (趣旨)

**第 1 条** 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟の会員校を優秀な成績で卒業して社会福祉施設等に勤務し、社会福祉士として社会に貢献することが見込まれる者を表彰することによりその努力を称えるとともに後輩に希望を与えんとすることを目的とする。

## (表彰)

**第 2 条** 会員校を通じて本会会長名の表彰状を授与し、「会報 こうのとり通信」にその名前を掲載する。

2 表彰者には副賞を授与し、副賞については理事会において定める。

## (被表彰者)

**第 3 条** 現に一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟の会員校の学生で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 1 会員校を優秀な成績で卒業し、将来、社会福祉士として活躍することが期待される者として会員校の長が推薦する者
- 2 卒業後、社会福祉施設等(行政を含む。)で勤務することが確定している者

## (表彰人員)

**第 4 条** 1 会員校につき 1 名とする。

## (被表彰者の申請及び決定)

**第 5 条** 会長表彰を希望する会員校は、別紙様式 1 により毎年 1 月 31 日までに申請するものとし、申請があった場合は、会長決裁により表彰の可否を決定する。

2 前項により申請書を提出した会員校は、被表彰者が決定したときは、直ちに別紙様式 2 により被表彰者の氏名及び就職先等を通知するものとする。

3 第 1 項により申請書を提出した会員校には、順次表彰状を送付するものとする。

## (特約事項)

**第 6 条** この規程に定めのない事項については、その都度会長が定める。

**附 則**

- 1 この規程は、2013年9月14日から施行する。
- 2 この規定は、2022年6月25日から改正施行する。